

平成20年度
整備課関係予算
概算決定の概要

平成20年2月

林野庁整備課

【 目 次 】

○ 平成20年度森林整備事業予算概算決定の概要	1
1 平成20年度森林整備事業予算概算決定の概要	2
2 団地的な間伐等の推進	6
3 美しい森林づくり基盤整備交付金の創設	8
4 市町村計画に基づく計画的森林整備の推進	9
5 低コスト作業システムの展開のための林内路網機能強化	10
6 里山エリア再生交付金の拡充	12
7 山のみち地域づくり交付金等の創設	13
8 森林整備事業調査	15
-1 複層林化・長伐期林化等の非皆伐施業の最適化に関する調査	
-2 林道・作業道等の最適な路網配置に関する調査	
-3 林道整備における設計手法の性能規定化に関する調査	
9 重点施策推進要望に係る施策	19
-1 効率的な施業による森林整備の推進〔環境立国戦略〕	
-2 里山エリア再生交付金による山村の活性化の推進〔地域活性化〕	
(参考) 緑資源機構関連予算について	21
○ 平成20年度整備課所管非公共事業予算概算決定	22
1 平成20年度整備課所管非公共事業予算概算決定額一覧表	23
2 高齢級森林整備促進特別対策事業	24
3 「美しい森林」共同整備特別対策事業	25
4 幹線林道事業移行円滑化対策交付金	26
5 山村再生総合対策	27
6 森林・林業・木材産業づくり交付金（ハード分）	28
-1 森林づくりの推進	
-2 未整備森林緊急公的整備導入モデル事業	
○ ふるさと林道緊急整備事業について	30

(公共)

平成20年度森林整備事業予算概算決定の概要

平成20年度 森林整備事業予算概算決定の概要

平成19年12月24日
林野庁整備課

1 平成20年度概算決定

(単位:百万円)

	H19予算 (A)	H20概算決定 (B)	対前年比 (B) / (A)
森林整備事業(民有林)	103,480	88,188	85%
民有林補助事業	61,971	58,670	95%
森林整備事業調査	116	110	95%
森林環境保全整備	35,467	28,996	82%
森林居住環境整備	23,559	26,380	112%
山のみち地域づくり交付金等	0	7,000	皆増
後進地域補助率差額	2,357	1,826	77%
美しい森林づくり基盤整備交付金	0	1,000	皆増
農免林道整備	472	358	76%
水源林造成等	41,509	29,518	71%
水源林造成	29,701	28,824	97%
緑資源幹線林道	11,171	0	0%
特定中山間保全整備	637	694	109%
災害復旧等	1,241	1,800	145%

(注1)森林整備に係る非公共事業へのシフト化 7,906百万円

上記の民有林補助事業の内示額にシフト額を加えると、対前年度比は、107%

(注2)上記のほか、地域再生基盤強化交付金措置額を内閣府に計上。

さらに上記のほか、森林整備関係予算として農業用水水源地域保全整備事業(農村振興局計上50億円)、漁場保全関連特定森林整備事業(水産庁計上30億円)がある。

2 平成20年度概算決定の基本的な考え方と新規・拡充事項

事業のポイント

平成20年度の森林整備事業については、平成18年9月に策定した「森林・林業基本計画」の方向を踏まえ多様で健全な森林整備を計画的に推進することとし、特に、京都議定書第1約束期間（2008年～2012年）における森林吸収目標1300万炭素トンの達成のため、「美しい森林づくり」に向け、効果的・効率的な取組を推進します。

具体的には、森林吸収目標達成を図るために2007年以降6年間で330万haの間伐実施が必要な中、森林所有者負担や地方財政事情、人工林の資源内容の変化等に対処するため、市町村に交付金を直接交付する仕組みの導入など多角的な森林整備の推進を図ります。

(我が国の森林・林業の現状)

- ・森林吸収目標達成を図るために間伐実施が必要な330万haのうち、高齢級(10齢級以上)の森林が約150万ha(45%)。
- ・私有林の4分の1を不在村森林所有者が所有(327万ha)。
- ・平成18年の木材の自給率は前年に引き続き2割を超える(20.3%)、国産材の利用量は増加傾向。

政策目標

- ① 2007年～2012年の6年間で330万haの間伐を実施し間伐の遅れを解消
- ② 100年先を見据え、広葉樹林化、長伐期化、針広混交林化等多様な森林づくりを推進



京都議定書第1約束期間（2008年から2012年）における
森林吸収目標1300万炭素トンの達成

<内容>

1. 「美しい森林づくり」推進総合対策

○「美しい森林づくり」促進対策

(1) 団地的な間伐等の推進（育成林整備事業等の拡充）<→ P 6 >

人工林の高齢級化に対応して、補助対象を拡充し、団地的な森林整備を推進します。また、水源かん養や山地災害防止などの機能の程度にかかわらず補助の対象とします。

【育成林整備事業等 28,711(35,065)百万円の内数、補助率：3/10】

(2) 間伐等推進のための新たな交付金の創設<→ P 8 >

(美しい森林づくり基盤整備交付金（新設）)

国から市町村に交付金を直接交付する仕組みを創設し、現場の創意工夫が活かせる柔軟な助成を行います。

間伐、耕作放棄地等への植林などに取り組むとともに、地域提案枠（事業費の1割）を活用した事業を実施することができます。

【美しい森林づくり基盤整備交付金 1,000(0)百万円、補助率：1/2】

(3) 市町村計画に基づく計画的森林整備の推進（育成林整備事業の拡充）

<→ P 9 >

市町村が新たに森林の整備に関する計画を作成することとし、それに基づき間伐等を実施する場合、森林施業計画を作成したものと同等の査定係数（170）を適用するとともに、これまで森林整備事業の助成対象となつていなかった者も事業主体に追加します。

【育成林整備事業 26,181(31,631)百万円、補助率：3/10】

(4) 低コスト作業システムの展開のための林内路網機能強化<→ P 10>

（林道改良統合補助事業の拡充）

高性能林業機械による作業に用いる作業ポイントや林道と作業道等をつなぐ接続路を林道改良統合補助事業の事業メニューに追加し、低コスト作業システムに対応した路網の計画的な整備を推進します。

【林道改良統合補助事業 499(550)百万円、補助率50/100, 30/100】

(5) 多様な主体による里山エリアの再生（里山エリア再生交付金の拡充）

<→ P 12 >

事業実施主体に「森林施業計画の認定を受けた者」を追加することにより、地域の創造力を活かした個性的で魅力ある里山エリアの再生を一層推進します。

【里山エリア再生交付金 9,900(9,822)百万円、補助率：3/10、50/100等】

(6) 地方財政措置の充実

森林吸収目標達成に資するため、追加的な間伐等の実施に必要な地方負担について地方債の対象とするなど、地方財政措置を充実します。

2. 緑資源幹線林道事業の廃止と新たな交付金の創設<→ P 13、21>

（山のみち地域づくり交付金等（新規））

緑資源幹線林道事業については独立行政法人の事業としては廃止し、平成20年度からは、残区間を対象に地方公共団体等が森林整備等を促進する観点から現行計画を柔軟に見直して行う路網の骨格となる「山のみち」の整備に対して助成を行い、地域活性化を推進します。

【山のみち地域づくり交付金等 7,000(0)百万円、補助率：定額】

3. 森林整備事業調査<→ P 15>

効率的・効果的な森林整備を推進するため、新たに3本の調査事業を実施します。

平成20年度概算決定 森林整備事業（民有林）

(千円)

事 項	H19予算	H20概算決定	対前年度比
(項)森林整備事業費	103,008,000	87,830,000	85.3%
(目)森林整備事業調査費	115,945	110,148	95.0%
(目)森林環境保全整備事業費補助	35,467,055	28,995,852	81.8%
(目細)育成林整備事業費補助	31,631,223	26,181,061	82.8%
公的森林整備推進事業	6,530,000	5,844,961	89.5%
流域育成林整備事業	25,101,223	20,336,100	81.0%
(目細)共生環境整備事業費補助	401,832	284,791	70.9%
森林空間総合整備事業	118,000	83,000	70.3%
絆の森整備事業	283,832	201,791	71.1%
(目細)機能回復整備事業費補助	3,434,000	2,530,000	73.7%
保全松林緊急保護整備事業	1,037,000	795,000	76.7%
特定森林造成事業	315,000	244,000	77.5%
被害地等森林整備事業	1,492,000	952,000	63.8%
森林災害等復旧林道開設事業	40,000	40,000	100.0%
林道改良統合補助事業	550,000	499,000	90.7%
(目)森林居住環境整備事業費補助	23,559,000	26,380,000	112.0%
(目細)森林居住環境整備事業費補助	23,559,000	26,380,000	112.0%
フォレスト・コミュニティ総合整備事業	13,737,000	9,480,000	69.0%
里山エリア再生交付金	9,822,000	9,900,000	100.8%
山のみち地域づくり交付金	0	5,000,000	皆増
既設道移管円滑化事業	0	2,000,000	皆増
(目)水源林造成等事業費補助	27,592,000	16,009,000	58.0%
(目細)緑資源幹線林道事業費補助	11,171,000	0	0.0%
(目細)水源林造成事業費補助	15,784,000	15,315,000	97.0%
(目細)特定中山間保全整備事業費補助	637,000	694,000	108.9%
特定中山間保全整備林道事業	610,000	641,000	105.1%
特定中山間保全整備造林事業	27,000	53,000	196.3%
(目)後進地域特例法適用団体補助率差額	2,357,000	1,826,000	77.5%
(目)美しい森林づくり基盤整備交付金	0	1,000,000	皆増
(目)水源林造成事業補給金	229,000	156,000	68.1%
(目)独立行政法人森林総合研究所出資金	0	13,353,000	皆増
(目)独立行政法人緑資源機構出資金	13,688,000	0	0.0%
(項)農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業費	472,000	358,000	75.8%
(目)農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業費補助	437,000	339,000	77.6%
(目細)峰越連絡林道事業費補助	25,000	0	0.0%
(目細)林道舗装事業費補助	412,000	339,000	82.3%
(目)後進地域特例法適用団体補助率差額	35,000	19,000	54.3%
合 計	103,480,000	88,188,000	85.2%

(注) 1 上記のほか、地域再生基盤強化交付金措置額を内閣府に計上。

2 さらに上記のほか、森林整備関係予算として農業用水水源地域保全整備事業（農村振興局計上50億円）、漁場保全関連特定森林整備事業（水産庁計上30億円）がある。

団地的な間伐等の推進 ～育成林整備事業等（拡充）～

1 趣 旨

・ 戦後に當々として造成されてきた一千万haの人工林は、徐々に林齡が高まりつつあり、水源かん養機能等の森林の有する多面的機能の維持増進のため、これらの森林を適切に整備していく必要がある。

また、京都議定書の第一約束期間への突入を控え、目標達成計画に掲げられた森林による二酸化炭素吸収目標1300万炭素トンを達成することが至上命題となっており、森林整備を強力に推進していくことが極めて重要である。

これまで間伐等の施業を効率的・効果的に実施するため、6～9齢級の森林を対象とした団地的な間伐が推進されてきたところであるが、林齡が高齢級にシフトしたことを踏まえ、団地を設定する際の要件について、これまでの資源的要件設定から規模的要件設定へと移行することにより、規模の拡大を図り、団地的な間伐の一層の推進を図るとともに、7齢級までの間伐について全ての森林を対象とし、第一約束期間における間伐の推進を図ることとする。

2 拡充内容等

① 団地的な間伐の推進

団地を設定する際の要件について、これまでの資源的要件から規模的要件となるよう一部見直しを行いつつ、第一約束期間（平成20～24年度）においても推進。

拡 充 (H20～H24)	現行の団地間伐 (H17～H19)
以下の要件を全て満たす森林	以下の要件を全て満たす森林
ア <u>概ね100ha以上</u> の団地を設定または概ね50ha以上的団地を複数設定すること	ア 概ね30ha以上の森林の団地
イ 団地の森林面積の概ね5割以上が間伐を必要とする森林	イ 団地の森林面積の概ね5割以上が間伐を必要とする森林
(削除)	ウ 間伐が必要な森林のうち、6, 7齢級の面積が、概ね5割以上又は
	・ 団地面積 60ha未満の場合には概ね15ha以上
	・ 団地面積 60ha 以上 120ha 未満の場合には概ね30ha以上
	・ 団地面積 120ha 以上 240ha 未満の場合には概ね60ha以上
エ 市町村が森林所有者との間で、間伐の実施に係る協定又は同意書を締結	エ 市町村が森林所有者との間で、間伐の実施に係る協定又は同意書を締結

② 7齢級間伐の対象拡大

水源かん養機能等の公益的機能が高い森林のみが対象とされてきた7齢級の林分における間伐について、すべての森林を助成対象とする。

拡充(H20～H24)	現行の間伐
3～7齢級の人工林で行う不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積及び作業路の開設とする。 (以下削除)	3～7齢級の人工林で行う不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積及び作業路の開設とする。ただし、7齢級の人工林については、 <u>森林法5条に基づき、都道府県知事が樹立する地域森林計画において、水源かん養機能、山地災害防止機能又は生活環境保全機能を高度に発揮すべきものと定められている森林に限る。</u> また、機能回復整備事業の一部の事業（保全松林緊急保護整備事業及び被害地等森林整備事業）については、6齢級までに限る。

3 事業実施主体

都道府県、市町村、森林組合等

4 助费率

3／1.0

5 科目

(項) 森林整備事業費

(目) 森林環境保全整備事業費補助

(目細) 育成林整備事業費補助

(目細) 機能回復整備事業費補助

6 平成20年度概算決定額

28,711百万円

【林野庁森林整備部整備課】

美しい森林づくり基盤整備交付金の創設（公共・新規）

1 趣 旨

戦後造成され徐々に林齢が高まりつつある人工林を健全に育成し、森林の有する多面的機能の維持増進を図り、国民ニーズに応えた多様で健全な森林を次世代に引き継いでいくことが重大な課題となっている。

また、京都議定書の第一約束期間を控え、目標達成計画に掲げた森林による二酸化炭素吸収目標を達成することが至上命題となっており、平成19年～24年の6年間で330万haの間伐実施による間伐遅れの解消や針広混交林化等の多様な森林づくりの実現を目指として「美しい森林づくり推進国民運動」を展開しているところである。

このような中、地域の森林整備にあたっては、森林所有者の施業意欲の減衰等の課題に対応して、地域に密着した基礎的自治体である市町村が森林所有者等に働きかけ、事業をとりまとめるとともに、地域の提案と自主的な運用による事業展開を行うことが重要である。

このため、間伐等の促進に関する新たな法律を制定するとともに、それに基づき市町村に直接交付する新たな法定交付金を創設し、間伐等の推進を図ることとする。

2 事業内容

(1) 助成内容

市町村長が定める間伐等の実施区域において、間伐等の促進に必要な条件整備^(※)に要する経費に対する助成を実施。

^{(※) 市町村や林業事業体等による作業路網の整備、所有者による施業が困難な森林における施業及び森林所有者等が実施する施業への支援など}

(2) 事業のポイント

市町村の主体性・裁量性を大幅に拡大し、地域の創造力を活かせるように以下の仕組みを導入

- ①年度間・施設間の予算融通
- ②個別施設ごとの国費充当率は自由に設定
- ③地域の創造力を活かした整備（総事業費の10%以内）

3 事業実施主体

市町村等

4 補助率

1／2

5 科目

(項) 森林整備事業費

(目) 美しい森林づくり基盤整備交付金

6 平成20年度概算決定額

1,000百万円

【林野庁森林整備部整備課】

市町村計画に基づく計画的森林整備の推進 ～育成林整備事業（拡充）～

1 趣 旨

水源かん養機能等の森林の有する多面的機能の維持増進のため、徐々に林齢が高まりつつある人工林を適切に整備し、「美しい森林」を次世代に引き継ぐことが重要である。

また、京都議定書の第一約束期間への突入を控え、目標達成計画に掲げられた森林による二酸化炭素吸收目標 1300万炭素トンを達成することが至上命題となっており、森林整備を計画的に推進していくことが極めて重要である。

このため、「美しい森林づくり」の実現に向けた森林の適正な整備を促進するため、新たに、市町村が間伐等の促進のために必要な事業についての法定計画を作成し、当該計画に基づいて実施される事業の強力な推進を図ることとし、もって「美しい森林づくり」の基盤整備の計画的な促進を図るものとする。

2 拡充内容等

新法に基づき、間伐等の実施者が、市町村計画に基づき間伐等を実施する場合、従来からの森林法に基づく森林施業計画を作成したものと同等の査定係数（170）を適用するとともに、これまで森林整備事業の助成対象となっていたいなかった者についても事業主体に追加し、法定計画に基づく計画的な森林整備を強力に推進する。（新法制定及び森林法施行令の改正が必要）

3 事業実施主体

都道府県、市町村、森林組合等に加え、新法に定める市町村計画に基づき間伐等を実施する者（但し、5戸以上の森林所有者から受託または10ha以上の森林の間伐等を受託して実施する者に限る）

4 補助率

3／10 (査定係数 170)

5 科目

- (項) 森林整備事業費
- (目) 森林環境保全整備事業費補助
- (目細) 育成林整備事業費補助

6 平成20年度概算決定額

26,181百万円

【林野庁 森林整備部 整備課】

低コスト作業システムの展開のための林内路網機能強化 (林道改良統合補助事業の拡充)

1 趣旨

地球温暖化防止を含む森林の多面的機能の発揮のためには、多様で健全な森林を育成することが喫緊の課題となっており、間伐や複層林化、針広混交林化・広葉樹林化等多様な森林への誘導のための森林施業を効率的かつ効果的に実施するため、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムの整備、普及及び定着を推進することが重要である。

この場合、路網整備については、低コスト作業システムに対応し得るよう、林道と作業道、作業路を適切に組み合わせることが効率的であり、高性能林業機械による作業に用いる作業ポイントや林道と作業道、作業路をつなぐ接続路の整備が必要となっている。

このため、作業ポイント及び接続路の整備を林道改良統合補助事業の事業メニューに追加し、林道と作業道、作業路を一体とした林内路網の効率的な整備を推進することとする。

2 拡充内容等

拡 充	現 行
<p>森林環境保全整備事業 ケ 林道改良 (ア) 橋りょう改良 (イ) 局部改良 (ウ) 作業ポイント (エ) 接続路 (オ)～(セ) [略]</p>	<p>森林環境保全整備事業 ケ 林道改良 (ア) 橋りょう改良 (イ) 局部改良 (ウ)～(シ) [略]</p>

3 事業実施主体

都道府県、市町村、森林組合等

4 補助率

50／100 (幹線)、 30／100 (幹線以外)

5 科目

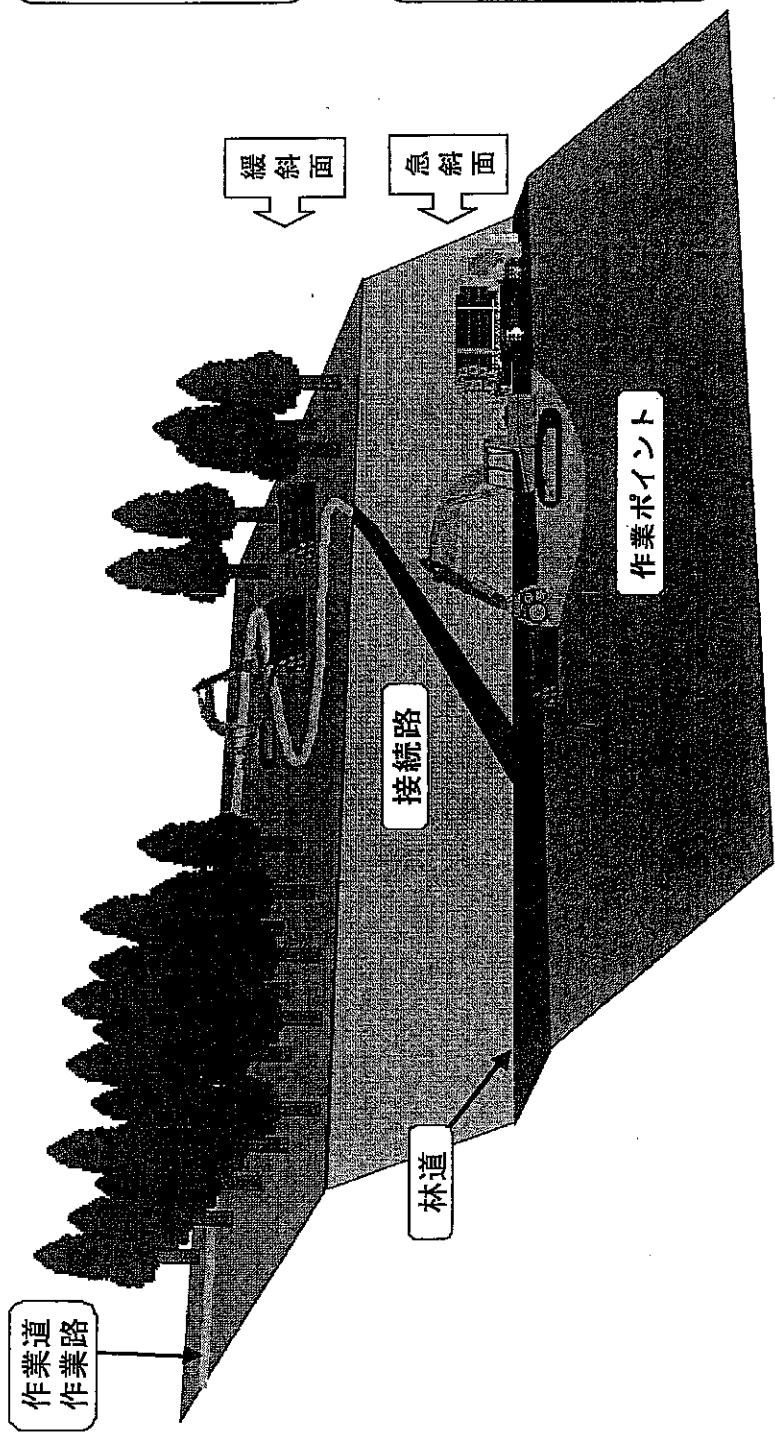
(項) 森林整備事業費
(目) 森林環境保全整備事業費補助 (目細) 機能回復整備事業費補助

6 平成20年度概算決定額

499百万円

【林野庁森林整備部整備課】

「接続路」と「作業ポイント」のイメージ図



里山エリア再生交付金（拡充）

1 趣 旨

里山エリアについては、当該地域が抱える野生鳥獣害対策、竹侵入対策などの諸課題の改善を図るため、居住地周辺の森林、居住基盤の整備を総合的に実施してきたところである。

しかし、過疎化、高齢化の進行などから、地域の活力が低下しつつある。また、木材価格の低迷から、所有者の中には整備意欲が減退している者も見られるところであり、このような者に代わって意欲のある者が施業計画の作成主体となることで、地域の創造力を高め、個性的で魅力のある里山エリアの再生を進めることが必要である。

このため、事業実施主体として「森林施業計画の認定を受けた者」を新たに追加する。

2 拡充内容等

事業実施主体として「森林施業計画の認定を受けた者」を追加し、関心の低い所有者に代わって、意欲のある事業体が里山エリア再生計画に基づく事業を実施できるように拡充。

3 事業実施主体

都道府県、市町村、森林組合、森林施業計画の認定を受けた者等

4 補助率

3／10、50／100等

5 科目

（項）森林整備事業費

（目）森林居住環境整備事業費補助

（目細）森林居住環境整備事業費補助

（目細々）里山エリア再生交付金

6 平成20年度概算決定額

9, 900百万円

【林野庁 森林整備部 整備課】

山のみち地域づくり交付金の創設（公共・新規）

1. 趣旨

緑資源幹線林道事業については、地勢等の地理的条件が極めて悪く、豊富な森林資源の開発が十分に行われていない地域において、当該地域の林道網の基幹となる林道の開設・改良を行い林業を中心とする総合的な地域振興を推進してきたところである。

緑資源幹線林道の調査設計業務に関する官製談合等に関連して、「緑資源機構談合等の再発防止のための第三者委員会」において、事業、人事、組織のあり方を含めた幅広い見直しを行ってきたが、7月26日の第6回委員会においてとりまとめられた中間報告を踏まえ、「緑資源幹線林道事業については、独立行政法人の事業としては廃止し、来年度から地方公共団体の判断により必要な区間について補助事業により実施することとしたところである。

このため、地方公共団体が、環境との調和を図りつつ、奥地森林地域の骨格的な「山のみち」の整備を通じた地域活性化を推進する「山のみち地域づくり交付金」を創設することとする。

2. 事業内容

道県知事が旧緑資源幹線林道（以下、「旧幹線林道」という）の利用区域及びその周辺を対象に地元市町村等の意向を踏まえながら計画を作成し、計画に記載した以下の整備等に要する経費に対する助成を実施する。

- (1) 山のみち（旧幹線林道（27路線）またはこれを見直した路網）の整備
- (2) 地域の創意工夫を発揮した取り組み（総事業費の20%（うち10%まで地域の環境保全活動等に充当可能）以内）

3. 事業実施主体

道県等

4. 補助率

基本交付率 2／3

5. 科目

- (項) 森林整備事業費
- (目) 森林居住環境整備事業費補助
 - (目細) 森林居住環境整備事業費補助
 - (目細々) 山のみち地域づくり交付金

6. 平成20年度概算決定額

5, 000百万円

【担当課：林野庁森林整備部整備課】

既設道移管円滑化事業の創設（公共・新規）

1. 趣旨

緑資源幹線林道の調査設計業務に関する官製談合等に関連して、「緑資源機構談合等の再発防止のための第三者委員会」において、事業、人事、組織のあり方を含めた幅広い見直しを行ってきたが、7月26日の第6回委員会においてとりまとめられた中間報告を踏まえ、「緑資源幹線林道事業については、独立行政法人の事業としては廃止し、来年度から地方公共団体の判断により必要な区間について補助事業により実施することとしたところである。

これに伴い、緑資源機構が工事施工中の既設道については、機構林道事業の廃止に伴い独立行政法人森林総合研究所の資産として管理せざるを得ない状況にある中で、早急に地方公共団体への移管を進める必要があるが、移管に当たっては、必要な災害復旧工事や応急処理工事を行い、林道としての機能を確保した上で、円滑に実施していく必要がある。

このため、緑資源機構の債権債務を承継する森林総合研究所において、地方公共団体への既設道の移管を円滑に進めるため「既設道移管円滑化事業」を創設する。

2. 事業内容

平成19年度末において、緑資源機構が施工・管理中であった既設道を円滑に地方公共団体へ移管するため、経過措置法人が行う以下について助成を実施する。

- (1) 平成19年度末時点で必要な災害復旧工事及び移管までに発生した災害の復旧工事
- (2) 平成19年度末工事中止に伴う応急処理工事

3. 事業実施主体

独立行政法人森林総合研究所

4. 補助率

定額

5. 科目

- (項) 森林整備事業費
- (目) 森林居住環境整備事業費補助
 - (目細) 森林居住環境整備事業費補助
 - (目細々) 既設道移管円滑化事業

6. 平成20年度概算決定額

2,000百万円

(林野庁整備課)

複層林化・長伐期林化等の非皆伐施業の最適化に関する調査 (新規・公共調査)

1 趣旨

戦後造成されてきた1千万haの人工林は、徐々に林齢が高まりつつあり、新たな森林・林業基本計画に基づき、針広混交林、広葉樹林、長伐期林など国民ニーズを踏まえた多様な森林へと誘導していくことが重要な課題である。

森林整備事業においては、高齢級の人工林をはじめとした育成林において抜き伐りを主体とした施業への転換を推進していくこととしているが、このような非皆伐施業の経費やメリット等について森林所有者の理解が進みにくく、積極的に施業転換する動機付けが不十分な状況であり、今後、資源が充実等に伴い新生産システム等が本格的に動き出し、大きなロットでの需要が見込まれる中で、皆伐後に植林がなされない森林の発生が潜在的に懸念される。

また、近年、大型の台風や局地的な豪雨が多発傾向にあり、複層林化等を図るために抜き伐りを実施した箇所でも、多大な被害の発生が懸念されており、これを防ぐためには、複層林等に取り組み始める段階から、気象災害を意識して適地の選定や施業を行うことが重要である。

このため、近年一部で問題となっている皆伐跡地における多面的機能の影響調査等を行い、非皆伐施業の重要性について実態的かつ科学的根拠に基づいた評価・分析を行う。更に、実際に複層林化等の多様な森林整備を実施した場合の事業コストの分析等を実施するとともに、自然災害被災状況の把握や、その発生原因の分析等を実施し、各地域に見合った適地選定、効果的な施業方法の策定や森林所有者が抜き伐り施業へ転換するための判断材料として活用し、もって多様で健全な森林整備の推進に資することとする。

2 調査内容

(1) 皆伐跡地における多面的機能評価及び発生要因分析

- ① 面的広がりをもった皆伐跡地についての多面的機能上の実態的影響調査
- ② 皆伐後に再植林がなされていない森林について、地形、気象等の自然的条件や所有者の状況についての社会的条件の属性調査及び発生要因の分析
- ③ 皆伐跡地の影響度合い及び発生要因を踏まえた皆伐抑制のための技術的指針の作成

(2) 効果的・低コストな非皆伐施業

針広混交林化、広葉樹林化などの多様な森林整備を実施した場合の事業コスト、公益的機能上のメリット等を分析・整理するため、以下の調査を実施

- ① 海外や国内での複層林化等の非皆伐施業を行った事例について、下刈や植栽経費の縮減などによる低コスト性の評価及び問題点の分析
- ② 森林整備事業の低コスト・効率的な実施により針広混交林や広葉樹林など多様な森林へ誘導するための立地条件（路網密度、傾斜等）について検討・整理
- ③ 森林所有者向けの森林整備事業を活用した非皆伐施業指針の作成

(3) 気象災害に強い多様な森林整備

① 気象災害箇所における原因の分析

- ・ 複層林等における被災状況の情報収集
- ・ 被害箇所の施業状況や自然条件(地形、斜面方位等)と被災との関係の解明
- ・ 再度災害の発生状況の確認と発生原因の究明

② 近接にある未被害箇所との比較に基づく複層林等の適地選定や効果的な施業の検討

③ 気象災害に強い多様な森林整備に関する指針の策定

3 事業実施主体

国（調査機関に委託）

4 事業実施期間

平成20年度～21年度

5. 科目

（項）森林整備事業費

（目）森林整備事業調査費

6. 平成20年度概算決定額

40, 925千円

【林野庁 森林整備部 計画課・整備課】

林道・作業道等の最適な路網配置に関する調査（公共調査・新規）

1. 趣 旨

今後の森林整備は、昨年9月に閣議決定された新たな森林・林業基本計画の方向を踏まえた多様で健全な森林への誘導に向けて効率的・効果的に推進し、「美しい森林づくり」を進め、「美しい国づくり」に大きく貢献するとともに京都議定書目標達成計画の森林吸収目標の達成に寄与する必要があり、森林整備に不可欠な路網の整備に当たっては、林内路網の骨格的な施設である林道と森林整備に直結する作業道、作業路を適切に組合わせつつ効率的な整備を進める必要がある。

一方、作業路網は、導入する作業システムが効率的に稼動するよう、幅員や路線配置などについて現場条件に柔軟に対応した最適配置が求められるとともに、間伐等の森林施業の実施に先立ち整備する必要があることから、作設経費の低コスト化を考慮しつつ、短期間での計画・作設が求められており、計画作成に関する技術及び精度の向上が課題となっている。

このため、都道府県に導入が進んでいる森林G I S（地理情報システム）とデジタル地図の組合せにより、これまで人の手により等高線図面から計測していたものと比べ、危険箇所の回避など正確で質の高い路網計画の作成手法を確立し、効果的・効率的な路網配置や作設経費の軽減を図ることとする。

2. 調査内容

- (1) 都道府県等で導入しているG I Sの路網整備に関する利用状況や先進的な活用事例、デジタル地図を組合わせるためのシステム調査。
- (2) 導入するデジタル地図の規格等の検討とG I Sシステムとの組合せ手法の検討・確立。

3. 事業実施主体

国（調査機関に委託）

4. 事業実施期間

平成20～21年度

5. 科目

- (項) 森林整備事業費
(目) 森林整備事業調査費

6. 平成20年度概算決定額

10,116千円

【担当課：林野庁森林整備部整備課】

林道整備における設計手法の性能規定化に関する調査(公共調査・新規)

1 趣旨

我が国の公共事業等における設計手法は、世界貿易機関(WTO)の協定の遵守、コスト縮減の推進等の観点から、港湾、道路、農村整備、治山事業等においては既に、性能規定化に向けた検討・整備が進められているところである。

性能規定による設計は、標準的な仕様に基づく従来の設計と比較して、現場に応じた多様な設計が可能なことから、新技術の導入、コスト縮減等の推進に寄与するものであり、林道整備においても推進する必要がある。

しかしながら、林道施設の設計に当たって、各種設計条件の確認やコスト縮減効果の評価手法については、これまで十分な検討がされていないことから、現状では性能規定による設計手法に推進することが困難となっている。

この様なことから、本調査では、仕様規定で設計された既存の林道施設のデータ等を基に、適切な要求性能の表示等を検討することを通じて、林道整備における性能規定の具体的な手法、評価方法等を整備し、「性能規定による設計手法」を策定することにより、国際的な要求に応え得る性能規定への円滑な移行を検討することとする。

2 調査内容

- (1) 新技術の導入やコスト縮減等に資する設計手法の検討例・課題の抽出
- (2) 既存のデータを基にした工種の性能表示方法の分析・検討と留意事項の抽出
- (3) 簡易な設計条件の確認方法、コスト縮減の判定方法の分析・検討
- (4) 性能規定による設計手法（案）の作成

3 事業実施主体

国(調査機関に委託)

4 事業実施期間

平成20年度～21年度

5 科 目

- (項)森林整備事業費
- (目)森林整備事業調査費

6 平成20年度概算決定額

10,843千円

【担当：林野庁森林整備部計画課】

効率的な施業による森林整備の推進

1 趣旨

我が国の森林は、高齢級の森林が急増しつつあり、こうした森林は、資源としての本格的な利用が可能となる段階を迎えており。また、間伐の実施など森林吸収源対策の推進は、我が国が京都議定書の6%削減約束を達成する上で不可欠である。

このような中、森林の持つ多様な機能を持続的に發揮させていくためには、低成本な作業システムの下で、抜き伐りを行いつつ、長伐期林、複層林等多様な森林づくりを推進するとともに、効率的・効果的な間伐等を推進していくことが必要となっている。

このため、機能増進保育、長期育成循環施業等の森林整備の一体的・集中的な実施や団地的な間伐等を行うことで、多様で健全な森林づくりを効率的に推進するものである。

2 事業内容

(1) 多様な森林整備の推進

高齢級の森林（概ねⅧ齢級以上）を多様な森林（長伐期林、複層林等）に誘導するため、機能増進保育、長期育成循環施業等の森林整備を一体的・集中的に実施。

(2) 団地的な間伐等の推進

地球温暖化防止など公益的機能を發揮させるため、低成本で効率的な施業の推進の観点から、団地的な間伐等を推進。

3 事業実施主体

国、都道府県、市町村、森林組合等

4 補助（繰入）率

3／10、45／100等

5 科目

（項）森林整備事業費

（目）森林環境保全整備事業費補助

（目細）育成林整備事業

（項）森林整備事業費国有林野事業特別会計へ繰入

6 平成20年度概算決定額（重点化施策推進要望）

7,340百万円

（うち 民有林分 5,140百万円、 国有林分 2,200百万円）

【地域活性化】

里山エリア再生交付金による山村の活性化の推進

1 趣 旨

これまで、山村と都市の共生・対流を図り、緑豊かな森林に囲まれた快適な居住環境を広く創出するため、山村が抱える課題に柔軟に対応できるよう、居住地周辺の森林整備、居住基盤の整備を、地域の創造力を活かして総合的に実施してきたところである。

このような中、山村の自然環境の豊かな地域において、都市との交流などの地域間交流や山村への定住に対するニーズが高まってきており、これらへの対応が重要な課題となっている。

このため、緑豊かで快適な居住環境の創出と山村と都市の共生対流が図られることが期待される地区において、居住基盤及び居住地周辺の森林の整備を実施することにより、個性的で魅力ある山村の再生の支援を図り、効果的な農山漁村地域の活性化に資することとする。

2 事業内容

- (1) 居住地森林環境整備（居住地周辺の森林整備等）
- (2) 居住環境基盤整備（用排水施設整備等）
- (3) 事業実施主体が提案する地域の創造力を活かした整備

3 事業実施主体

都道府県、市町村、森林組合等

4 補助率

3／10、50／100等

5 科目

- (項) 森林整備事業費
- (目) 森林居住環境整備事業費補助
 - (目細) 森林居住環境整備事業費補助
 - (目細々) 里山エリア再生交付金

6 平成20年度概算決定額（重点化施策推進要望）

2,000百万円

【林野庁 森林整備部 整備課】

緑資源機構関連予算について

緑資源機構については、「緑資源機構談合等の再発防止のための第三者委員会」の中間とりまとめを踏まえ、平成19年度限りで廃止するとともに、緑資源幹線林道事業については地方公共団体の補助事業として実施。

水源林造成事業、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業については、独立行政法人森林総合研究所において実施し、海外農業開発事業については、独立行政法人国際農林水産業研究センターにおいて実施することとし、これらの事業や円滑な承継に必要な経費を措置。

緑資源機構

19年度限りで組織廃止

緑資源幹線林道事業

独法事業としては廃止

※完了事業に係る債権債務等は、森林総合研究所が承継・管理

※ 地方公共団体の判断により必要な区間について実施できるよう、新たに「山のみち地域づくり交付金」等を創設するとともに、既設道を円滑に移管するために必要な経費等を措置

【山のみち地域づくり交付金等 7,000(0)百万円】

【幹線林道事業移行円滑化対策交付金 706(0)百万円】

水源林造成事業

事業の透明性、効率性を確保しつつ、
森林総合研究所が実施

※ 公益的機能の高度かつ持続的な發揮を図るため、新規契約について長伐期、小面積分散伐採等の方法に見直すとともに、地球温暖化防止のための森林吸収源対策として間伐等を着実に推進

【28,824(29,701)百万円】

特定中山間保全整備事業

実施中の事業終了(25年度)で廃止

農林道等について必要な見直しを行い、
森林総合研究所が実施

※ 計画の見直し、コスト縮減を図りつつ、事業効果の早期発現を推進

【3,187(2,587)百万円】

農用地総合整備事業

実施中の事業終了(24年度)で廃止

森林総合研究所が実施

※ 着実な事業終了に向け、適切に実施

【10,054(13,788)百万円】

海外農業開発事業

事業の効果的・効率的な実施を徹底しつつ、
国際農林水産業研究センターが実施

※ 砂漠化防止等地球環境問題への対応に貢献するため、開発途上国の持続的な農業農村開発に資する調査を着実に実施

【国際農林水産業研究センター運営費交付金のうち 479(0)百万円】

(注)H19年度は海外農業開発調査費として494百万円を措置

(非公共)

平成 20 年度整備課所管非公共事業予算概算決定

平成20年度 整備課所管 非公共事業概算決定額一覧表

平成19年12月24日
林野庁整備課

概算決定

(単位:千円)

項目	19年度 予算額	20年度 概算決定額	対前年度比	備考
(項)森林整備・保全費	44,795	2,480,038	5536.4%	
(大事項)森林整備・保全に必要な経費	44,795	2,480,038	5536.4%	
(中事項)森林整備推進対策費	44,795	2,450,038	5469.4%	
(小事項)森林整備推進費	35,000	2,441,000	6974.3%	
(目)森林整備・保全費補助金	35,000	1,735,000	4957.1%	
I 森林保全管理対策事業費	35,000	35,000	100.0%	
「100年の森林づくり」加速化推進事業費	35,000	35,000	100.0%	
II 高齢級森林整備推進等特別対策事業費	0	1,700,000	—	
高齢級森林整備促進特別対策事業費	0	1,000,000	—	20新規
「美しい森林」共同整備特別対策事業費	0	700,000	—	20新規
(目)幹線林道雪害移行円滑化対策交付金	0	706,000	—	20新規
(小事項)森林計画関係費	9,795	9,038	92.3%	
(目)森林計画推進委託費	9,795	9,038	92.3%	
公的開発による新たな森林整備導入検討事業費	9,795	9,038	92.3%	
(中事項)山村地域活性化推進費	0	30,000	—	
(目)森林整備・保全費補助金	0	30,000	—	
山村地域活性化推進費	0	30,000	—	
山村再生総合対策事業費	0	30,000	—	
*整備課分	0	30,000	—	20新規
(項)林業・木材産業等振興対策費	197,643	110,078	55.7%	
(大事項)林業・木材産業等振興対策に必要な経費	197,643	110,078	55.7%	
(中事項)林業構造確立対策費	137,643	110,078	80.0%	
(目)林業・木材産業等振興事業費補助金	137,643	110,078	80.0%	
I 木材供給構造改革総合対策事業費	137,643	110,078	80.0%	
新生産システム推進対策事業費	137,643	110,078	80.0%	
革新的の施業技術等取組支援事業費	137,643	110,078	80.0%	
*整備課分	137,643	110,078	80.0%	
(中事項)林業・木材産業の健全な発展と木材利用推進費	60,000	0	0.0%	
(目)林業・木材産業等振興事業費補助金	60,000	0	0.0%	
I 木材安定供給体制整備事業費	60,000	0	0.0%	
木材利用推進支援対策事業費	60,000	0	0.0%	
間伐等推進環境整備事業費	60,000	0	0.0%	廃止
(項)森林整備・林業等振興対策費				
(大事項)森林整備・林業等振興対策に必要な経費				
(目)森林整備・林業等振興施設整備交付金	9,755,570	9,691,997	99.3%	
I 森林整備の推進	の内数	の内数		
*森林づくりの推進				20新規
*木整備委託林業完公的整備導入モデル事業	(1,971,050)	(2,169,024)	110.0%	20新規
整 備 課 計	242,438	2,590,116	1068.4%	
	(森林・林業・木材産業 づくり交付金) 9,755,570の内数	(森林・林業・木材産業 づくり交付金) 9,691,997の内数	99.3%	

高齢級森林整備促進特別対策事業（新規）

1. 趣 旨

森林を健全に整備・保全し、京都議定書の第1約束期間における森林吸収P目標を達成するためには、今後330万haの森林について間伐を実施することが必要である。

とりわけ、高齢級の人工林が増加しており、森林の機能を持続的に發揮させつつ、木材資源として活用するため、高齢級林における利用間伐を飛躍的に増大させることが課題である。

しかしながら、高齢級林においては、条件により木材の生産・販売が可能である一方、収益が確保できないなどのリスクがあることから、実際の間伐実績は低位にとどまっている状況にある。

このため、間伐に必要な資金の円滑な供給と事業者のリスク軽減を通じて、意欲と能力のある林業事業体を活用した間伐事業量の拡大を図る制度を創設する。

2. 事業内容

高齢級間伐を実施しようとする事業者が民間金融機関を通じて間伐事業のための資金の融通を受ける際に、利子に要する経費について必要な資金を造成する。また、損失が生じた場合は、その一部を補填する（損失の2/3、最大で基準経費の1/2まで）ために必要な資金や、事業者の境界確認への補助等（1/2）に必要な資金を造成する。

3. 事業実施主体

民間団体

4. 補 助 率

定 額

5. 事業実施期間

平成20年度～25年度（6年間）

6. 平成20年度概算決定額

1,000,000千円（0）千円

（林野庁整備課）

「美しい森林」共同整備特別対策事業（新規）

1. 趣 旨

平成19年から「美しい森林づくり推進国民運動」を展開し、森林を健全に育成するための間伐や、長伐期化、広葉樹林の育成等多様な森林整備を推進しているところである。

このような中、戦後造成された人工林が高齢級化しており、特に、分収林契約により整備され、伐期を迎える森林が今後急増するが、収入不足等から皆伐跡地の再造林が行われず、公益的機能の適切な発揮に支障を与えるおそれがある。また、温暖化対策上も、皆伐すれば排出としてカウントされるため、出来る限り皆伐を避ける必要がある。

こうした状況を踏まえ、非皆伐施業への転換を円滑かつ確実に行うため、通常伐期を予定している分収林や一般の森林を対象に、企業等との連携を図りつつ、契約変更や協定締結等を進めることとする。

2. 事業内容

- (1) 地方自治体、森林整備法人、森林所有者等からなる協議会を開催し、目標とする森林の姿、分収方式の見直し、周辺の森林所有者や企業との連携方法などについて検討し、その結果を非皆伐施業推進計画として取りまとめ
- (2) 分収林契約者や近隣の森林所有者を対象に非皆伐施業への転換等について地域としての合意形成や、長期・非皆伐施業への契約変更又は協定締結に向けた協議を行うなどの条件整備
- (3) 地方自治体等や森林所有者との協定に基づき、企業等が行う森づくり活動への支援

3. 事業実施主体

都道府県協議会

4. 補 助 率

定額、1／2

5. 事業実施期間

平成20年度～24年度（5年間）

6. 平成20年度概算決定額

700,000千円（0）千円

（林野庁整備課）

幹線林道事業移行円滑化対策交付金（新規）

1. 趣旨

平成19年度末に緑資源機構を廃止し、緑資源幹線林道事業を道県等を実施主体とする事業に移行するとともに、既設幹線林道に係る債権債務の管理については独立行政法人森林総合研究所が担うことを踏まえ、債務の償還等を円滑に進めるため、以下の事業を実施する。

2. 事業内容

（1）賦課金等債権債務の確定及び徴収のための事務費

独立行政法人森林総合研究所が承継する受益者の賦課金、道県の負担金の債権債務の金額を確定するとともに、償還が終了するまでの間、同法人が負担金・賦課金を徴収するための事務費を措置。

（2）徴収・償還等対策

① 賦課金の再調整に伴う還付利息相当額の補填

幹線林道事業を道県に移行するに際して、受益地が縮小した場合、受益者でなくなる者に対して、独立行政法人森林総合研究所が過去の賦課金に利息を付して還付し、この還付額については受益者であることが変わらない者に対して再度賦課し追加徴収することが必要となる。このため、独立行政法人森林総合研究所に対して、利息相当額の補填を措置。

② 徴収・償還の制度差に起因する利差損相当額の補填

幹線林道事業に係る借入金等の償還利息は、金利を付して徴収する負担金・賦課金及び前受け資金の運用益により賄う仕組みであり、同口座の収支については長期的な均衡が予定されていたが、事業の廃止に伴い、長期収支に変動が生じ、償還財源が不足する事態に陥る恐れが生じている。このため、独立行政法人森林総合研究所に対して利差損相当額の補填を措置。

3. 交付先

独立行政法人森林総合研究所

4. 補助率

定額

5. 事業期間

平成20年度～

6. 平成20年度概算決定額

- 706,000千円 (0) 千円
(1) 286,000千円 (0) 千円
(2) 420,000千円 (0) 千円

(林野庁整備課)

山村再生総合対策事業（新規）

1. 趣 旨

「美しい森林づくり」を実現するためには、森林整備の基盤となる山村の活性化は不可欠である。一方、山村の現状をみると、人口の減少、高齢化の進展、集落の減少が進んでいる。

このため、優れた自然や文化、伝統等の山村特有の資源を活用した新たな産業（森業・山業）の創出や、都市との交流、山村コミュニティの再生に向けた取組を支援し、健康・福祉、教育、環境などに着目した魅力ある山村づくりを推進することにより、山村地域の雇用機会の増大や都市との共生・対流、定住の促進に資する。

また、事業実行に当たっては、新たに、P D C A サイクルの考え方を導入するとともに、取組の中心となる人材の育成、既存の施設整備事業との連携を図り、山村振興を確実なものとする。

さらに、間伐材を活用するビジネスモデルを公募・実証することなどにより、間伐・間伐材利用の促進を通じた山村地域での産業振興を推進する。

2. 事業内容

（1）山村再生プロジェクト

1) 直接的支援（N P O、市町村等、多様な主体の活動に対する支援）

ア 支援対象となる取組

- ① 森林・地域資源を活用した新たな産業（森業、山業）の創出
- ② 都市側との連携による交流活動などへの取組
- ③ 山村コミュニティの維持・再生に向けた地域活動
- ④ ①～③を組み合わせた複合的な取組

イ 事業実施方法

P D C A サイクルの考え方を新たに導入することにより、計画（P）から試行（D）、評価（C）の段階に沿って支援し、着実な事業展開を図る。

① 計画（plan）

山村に存在する資源の発掘、地域情報の収集、都市部でのニーズ調査、山村資源を活用した商品開発、山村・都市交流、山村コミュニティ再生のプラン作り 等

② 試行（do）

試作品の作成、ガイドブック等の作成、林内歩道・案内板等の整備、事業実施に必要な施設等の改修、地域の合意形成と体制づくり 等

③ 評価（check）

品質・性能評価、生産性等の事業運営評価、モニターの実施、プランの改善 等

④ 事業実施（act）

既存の施設整備事業等を活用し、事業を本格的に展開

2) 技術的支援、普及・啓発等

① 実務的・総合的な研修の実施により取組の中心となる人材を育成

② アドバイザーの派遣による山村活性化への支援

③ 山村活性化優良事例の収集・分析、地域情報の発信

④ 地域活性化全国セミナーの開催

（2）間伐・間伐材利用プロジェクト

間伐材を利用した環境貢献ビジネスモデルの構築に向けた支援等

3. 事業実施主体 民間団体

4. 補 助 率 定額、1／2

5. 事業実施期間 平成20年度～24年度（5年間）

6. 平成20年度概算決定額 300,000千円（0）千円

（林野庁計画課、整備課、研究・保全課）

森林づくりの推進（拡充）
(森林整備の推進)
<森林・林業・木材産業づくり交付金>

1. 趣 旨

地球温暖化防止等森林の有する多面的機能を十分に發揮するためには、間伐等の森林整備を適切に実施する必要がある。

本メニューは、このような間伐等の森林整備を効率的かつ円滑に実施するため、路網の整備や高性能林業機械の導入等の条件整備を行うものである。

間伐等の施業を効率的・効果的に実施するため、一定面積からなる緊急間伐推進団地（仮称）を設定し、低コスト化、集約化に向けた取り組みを行いつつ、作業路網の整備や林業機械を導入することにより効果的な間伐の実施に努めるものとする。

2. 事業内容

(1) 森林整備促進型

作業道・単線軌道整備、基幹作業道整備、林業用機械導入

(2) 緊急間伐推進型（拡充）

間伐を効率的・効果的に進めるため、一定以上の面積からなる緊急間伐推進団地（仮称）を設定し、(1) の事業内容を実施

3. 事業実施主体

都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、森林整備法人、複数の森林所有者と施業委託契約を締結し森林施業計画を樹立している事業者

4. 交付率

(1) 作業道・単線軌道整備

森林整備促進型、緊急間伐推進型 定額 (1/2)

(2) 基幹作業道整備、林業用機械導入

森林整備促進型 定額 (4/10)、緊急間伐推進型 定額 (4.5/10)

5. 事業実施期間

(1) 平成20年度～24年度（5年間）

(2) 平成20年度～21年度（2年間）

6. 平成20年度概算決定額

9,691,997千円 (9,755,570) 千円の内数

(林野庁整備課)

未整備森林緊急公的整備導入モデル事業（拡充） (森林整備の推進) <森林・林業・木材産業づくり交付金>

1. 趣旨

木材価格の低迷や、森林所有者の不在化、高齢化等により、森林所有者による間伐等が行われずに整備遅れとなっている森林が顕在化し、放置すれば今後の台風等の来襲により、風倒被害や山腹崩壊による流木被害が懸念されるとともに、京都議定書の目標達成に必要な森林経営対象森林の確保にも支障を与えかねない。また、このような森林の所有者には自己負担してまで整備を実施する意欲が減退している。

このため、森林所有者による自主的な整備が進まずに放置され脆弱かつ不安定な状況となっている森林については、都道府県等の実施主体が森林所有者の割り出し、同意の取り付けを行った上で、森林所有者に代わって間伐等の施業を実施することが必要であるが、実施に際しては森林所有者の自己負担は見込めないとところである。この場合に、伐採木の処分を実施者に委ねるなど実施者の負担を軽減する各種の手法を検討することが求められている。

また、公的整備を実施するに当たって、最小限の経費で森林の健全化を進めるためには、実施主体の経費縮減努力を促すことが重要であり、森林所有者の割り出し、働きかけから施業の実施、伐採木の売却等の一連の作業について、集約化などの創意工夫を行ながら効率的に実施することが必要である。

これらのこと考慮し、本事業においては、施業意欲の低下による未整備森林対策として、森林所有者の自己負担を伴わずに整備を実現するモデル的な取組を定額助成方式により支援する。併せて、実施事例について集積の上、分析することで、未整備森林において低コストかつ効率的に森林整備を実施する手法の確立と未整備森林の整備のためのトータルコストの縮減を図るものとし、もって地域における今後の未整備森林の解消と森林吸収源対策の推進に資するものとする。

本事業は、施業意欲の低下による未整備森林対策として有効であることから、一層の推進を図ることとする。

2. 事業内容

森林所有者の自己負担を伴わない森林整備の手法を地域の実情に応じて構築するため、以下の取組をモデル的に実施

- (1) 森林所有者による自主的な整備が進まずに放置され脆弱かつ不安定な状況となっている森林等を対象に、当該森林を適切な状態に保つために必要な間伐等の施業を実施
- (2) (1) の取組に着手する上で必要な、当該森林所有者の確認・同意の取り付け等の条件整備

3. 事業実施主体 都道府県、市町村、森林整備法人等

4. 交付率 定額

5. 事業実施期間 平成20年度（1年間）

6. 平成20年度概算決定額

2,169,024千円（1,971,050）千円

（林野庁整備課）

ふるさと林道緊急整備事業について

1 事業期間の延長

平成20年度から平成24年度まで延長（5年間）

2 対象事業

- ・現行どおり
- ・第3期計画（H15～H19）の残事業のほか、新規に整備する必要がある路線を緊急的に整備

3 地方財政措置（H19年度と同様）

臨時地方道整備事業債を充当（概ね90%、財源対策債分による充当率の引き上げ分15%を含む）し、その元利償還金について、財源対策債分（15%）については50%に相当する額を、財源対策債以外の部分（75%）については30%に相当する額を後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入

起 債 充 当 分 90%	一般 財 源
臨時地方道整備事業債	
(75%) 交付税:後年度30%	財源対策債分 (15%) 交付税:後年度50%